

令和３年第１０回平取町議会定例会（開 会 午前９時３０分）

議長

皆さん、おはようございます。只今より本日の会議を開きます。只今の出席議員は１０名で会議は成立します。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第１２２条の規定によって、５番金谷議員と６番萱野議員を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。このことについては、９月９日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。１番櫻井議員。

１番
櫻井議員

本日召集されました令和３年第１０回平取町議会定例会の議会運営につきましては、９月９日に開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期の日程につきましては、１６日、１７日の２日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日９月１７日までの２日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日９月１７日までの２日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。監査委員より、令和３年７月分の出納検査結果報告、また、地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等の監査結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。次に、日高西部消防組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第４、行政報告を行います。１、要望経過報告についてお願いいたします。町長。

町長

これまでの要望経過報告をさせていただきたいと存じます。道内選出自由民主党国会議員の要望でございますけれども、例年ですと、自由民主党第９区移動政調会が開催されるというところがございますけれども、コロナ感染防止の観点から政調会を開催せず、堀井学衆議院議員、長谷川岳参議院議員との懇談という形での機会がございましたので、その場で要望させていただいております。内容でございますけれども、沙流川総合開発事業平取ダムの早期完成、国道２３７号線歩道等の整備促進、道道の整備、道費河川改修整備の促進、イオルの整備、民族共生象徴空間広域管理区域としての平取町の役割、

アイヌ施策推進法の新交付金制度での活用などについて要望を行ってございます。要望先は、堀井学衆議院議員、長谷川岳参議院議員でございます。要望日は9月3日、ふれあいセンターで私が直接要望させていただきました。以上、要望経過報告とさせていただきます。

議長

次に、令和3年度平取町表彰について説明をお願いいたします。副町長。

副町長

令和3年度平取町表彰について別紙により報告をさせていただきます。まず、功労表彰者でございますが、産業経済功労として、紫雲古津の石浦政司でございます。石浦氏は、平成21年から10年間の長きにわたり、びらとり野菜生産振興組合、トマト・胡瓜部会の部会長として、豊富な経験とリーダーシップにより、年間40億円を超えるトマトの生産に大きく貢献されております。続いて社会福祉功労として二風谷の貝澤耕一氏でございます。貝澤氏は、二風谷保育所の前身である二風谷へき地保育所の所長として運営に携わり、さらなる保育環境整備のため二風谷保育所を開設し、社会福祉法人二風谷福祉会の理事及び理事長として40年の長きにわたり、子供たちの健やかな成長のためにご尽力されております。次に貢献表彰でございます。社会福祉貢献賞を消防団員として40年の振内町瀧博明氏、岩知志横澤隆氏、同じく消防団員として20年の旭の水口真智子氏、小平の齊藤秀明氏、荷菜の原田祐治氏、長知内の高橋朋嗣氏、貫気別の黒川武敏氏、同じく貫気別の木村貴博氏となっております。最後に、善行表彰者でございます。奨励賞として二風谷の高野繁廣氏でございます。高野氏は、アイヌ伝統工芸、伝統文様にこだわり、イタ、ニマ、マキリ、トンコリといった美しい工芸品を生み出し続け、その丁寧で味わい深い作品が評価され、アイヌ民芸品コンクールなどで数々の受賞をされております。また、現在は技術伝承・後継者育成などの若年層の人材育成にもご尽力されております。同じく奨励賞として木村結氏でございます。木村氏は、令和元年度、令和3年度に開催された北海道中学校柔道大会において、2度にわたり優勝という輝かしい成績を残し、全国大会に出場されております。以上、令和3年度平取町表彰についての報告とさせていただきます。

議長

次に、農作物の生育状況について説明を求めます。産業課長。

産業課長

はい。それでは農作物の生育状況について、別紙3によりご報告申し上げます。こちらの資料であります。今月9日に平取町農業協議会主催による町内の農作物の圃場を巡回し、生育状況調査で利用したもので9月1日現在の状況になります。本年の気象概況及び主要作物の生育状況であります。水稲を作付する時期、5月下旬は一部で低温、日照不足にみまわれましたが、6月中旬以降は高気圧に覆われ晴天が続く、気温は平年よりかなり高く、日照時間も平年よりも長く、また、降水量についても、集中豪雨や長雨もなく、前

半は好天により、水稻の作柄は平年よりも出穂が早く、登熟は順調に進んできておりました。しかし、8月中旬以降低温傾向であったため、登熟震度は鈍化したものの、成熟期は平年よりも6日早まっており、既に町内各地域において収穫作業が進められています。牧草につきましては、前半、好天が続き1番牧草の生育は、平年並みに進み、収穫作業は順調に進んでおりました。しかし、2番牧草は後半、高温少雨の影響により生育は10日遅れ、停滞したまま収穫作業を迎えており、家畜生産者にとっては、冬場から春前にかけて家畜に供給する粗飼料不足が懸念されているところでもあります。サイレージ用トウモロコシにつきましては、生育は平年並みに進んでおりましたが、8月の高温少雨の影響により、登熟が平年よりも7日早く進み、現地では一部枯れている圃場が見られました。こちらも、牧草と同じく必要分の粗飼料の確保が懸念されているところでもあります。続いて、トマトの出荷状況であります。8月25日現在で数量が8901トン。金額は27億5900万円。単価はキログラム当たり310円と、前年並みの出荷量を維持しておりましたが、9月に入ってから、7月から8月にかけての高温の影響か、数量が伸び悩んでいる状況であります。価格につきましては、7月下旬から8月中旬まで安値が続いたため、トータル前年を下回る状況であります。今後、出荷量と価格が上がらないと、前年並みの成績には厳しいと思われます。続いて、水稻の作付状況であります。品種別作付面積で見ますと、ななつぼしが全体の55.7%、263.1ヘクタールとなっており、前年より20.1ヘクタール減少しております。次に、ゆめぴりかは全体の37.6%、177.8ヘクタールとなっており、前年より3.2ヘクタール増加しております。作付面積が増えている品種としましては、飼料用米が新たに16.3ヘクタール増加しております。これは令和2年産の主食用米がコロナ等の影響により需要が減少し、飽和状態が続いていることから、米価安定のため、国の施策により、令和3年産主食用米から非食用前に作付転換を迫られ、米生産者が協力した結果であります。平取町全体としての作付面積は、前年より1.5ヘクタール減少し、472.3ヘクタールとなりましたが、これまでの減少幅より小さい結果であります。また、8月下旬に普及センターにより行われました不稔調査におきましては、不稔歩合が平取町で4.4%となっており、今年の出量であります。個数は平年より多く、一穂粒数はやや少なく、不稔歩合は平年並みと思われ、全体的に平年を上回る出量の見込みであると予想しております。以上で、平取町農作物の生育状況について報告を終わります。

議長

次に平取町教育行政に関する報告について説明を求めます。教育長。

教育長

それでは、令和3年6月定例議会以降における諸般の教育行政について報告をいたします。はじめに町内小・中学校の状況についてであります。5月17日から北海道に出されていた緊急事態宣言が6月20日に解除され、新型コ

ロナウイルス感染症予防対策を講じながら学校活動については進めてきたところでございます。7月第1週には中体連日高地区大会が実施され、この後報告いたしますけれども、平取中学校、振内中学校から地区大会を勝ち抜いた生徒が全道大会のほうに出場をしております。7月21日に全小中学校終業式を迎え、夏季休業に入っております。今年度につきましては昨年中止となりましたプール学習も実施をしているということで、夏休み中は一般開放も実施したところであり、多くの子供たちがプールに来たというような状況になっております。夏休み中は子供たちに事件事故もなく、8月17日に2学期がスタートをしております。8月19日から21日までの日程で振内中学校の修学旅行が行われ、ニセコ函館方面に行ってきております。また8月26、27日には町内小学校の合同の修学旅行が予定されておりましたけれども、新型コロナの緊急事態宣言が北海道に出されたことにより、残念ながら延期としております。今のところ11月11、12日に実施を予定しているところでございます。緊急事態宣言が9月30日まで延長されたところでもありますけれども、町内における学習活動については、感染予防策を徹底しながら実施することとしており、小学生の町内社会科見学会を既に行っております。今月に行われる中学校の学校祭、文化祭、来月実施予定の小学校の学習発表会についても感染防止対策、参加者の制限内容の検討時間の短縮などを考慮して実施する予定でございます。次に2番目、町内小中学校におけるいじめ問題に関する児童制定の実態把握調査結果についてでございます。資料1になります。北海道教育委員会が行っております直近の調査としましては、本年7月におけるアンケート調査の結果となります。町内小中学校児童生徒360名の回答状況となっております。字が小さくてちょっと見にくいということで申し訳ありません。今年4月からアンケート回答までの間に、嫌な思いをしたことがあるかという問いに対して、あると答えた回答は46件でありました。内訳としましては、小学校が44件、中学校2件。いじめの内容としては、嫌な思いをしたという内容については、仲間外れ、無視が17件、軽くぶつ、叩くが9件、酷くぶつ、叩くが5件、いたずらが2件、悪口が15件、恥ずかしいことや危険なことの強要が3件、メール、ネットによる中傷、無料通話アプリで仲間外れが4件、その他が5件であります。また心配される点としましては、嫌な思いをしたときに誰に相談するかという質問に対して、相談しないと回答した子が36人いたということで、実態把握という面では遅れる可能性があるということで、各学校にはこの点の対応についても指導しているところであります。これらの嫌な思いをしたという回答したものにつきましては、6月調査時点においても引き続き嫌な思いをしているとの回答については22件でありました。この点につきましては、当該学校でも状況の把握をし、聞き取り等を行い既に解決をしております。些細なことから重大な事案になることもありますので、学校では適切な対応を取るよう指導しているところでございます。教育委員会では、平取町いじめ防止基本

方針を策定、また、各学校におきましても学校いじめ防止基本方針を策定し、それに基づきながら対応しているところがございます。また、いじめについては家庭及び地域からの情報収集についても、全ての学校において実施しており、教職員の共通理解を図る職員会議や校内研修についても実施をしてきているところでもあります。このようにいじめの未然防止に努めているところではありますが、子供たちの受け止め方は多様でありますことと、嫌な思いをしたことがあるかという質問からアンケート調査にありましては、はい等の回答が多くあるものとなっております。いじめの早期発見、早期対応の観点から、有効なアンケート調査となっております。また、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかの問いに対して、いいえと回答が9件、わからないが29件ありました。教育委員会としましては、各学校でもいじめは絶対に駄目という様々な取組を行っているにもかかわらず、このような回答があることを受け止め、引き続きいじめ根絶に向けた指導の徹底に努めるよう各学校に対し指示をしているところがございます。教育委員会及び全ての教職員は、いじめはどの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こり得るものという認識のもとに、いじめ防止と解消のために万全の配慮をし、児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう努めてまいります。次に3番目になります。北海道中学校体育大会出場結果についてであります。資料2のほうを見ていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら2年ぶりの大会開催というふうになりました。今年度平取町からの全道大会への出場につきましては、振内中学校から陸上男子800メートル、平取中学校から3競技で団体戦2チーム個人8名が出場しております。参加種目は柔道個人女子、柔道男子個人、バドミントン男子団体と男子個人、剣道男子団体、女子団体、男女個人となっております。結果につきましては資料2の成績のとおりとなっておりますけれども、柔道女子52キロ級で平取中学校3年生の木村結さんが全道優勝し、全国大会に出場しております。全国大会は前橋市で行われ、3回戦まで進出しましたけれども、惜しくも優勝した生徒に3回戦で敗れたというような形になっております。木村さんにつきましては、2年前も全国大会に出場しておりますが、今回は階級を上げての出場ということで快挙を成し遂げております。それぞれの選手の今後の活躍について期待をするところがございます。次に4番目、公営塾平取義経塾のカウンセリング状況についてであります。資料3のほうをご覧ください。8月1日現在で132名がカウンセリングを受けている状況でございます。内訳として中学校1年生が23名、内訳は平中21名、振中2名。中学校2年生が36名、平中30名、振中6名。中学校3年生では38名、平中31名、振中7名となっており、平取高校は1年生が9名、2年生が12名、3年生が14名で、全部で35名となっております。中学生全体では97名ということで、平取の全体で中学生が122名、高校生については60名でありますので、中学生で79.5%、高校生で58.3%の生徒が通っ

	ているというような状況になってございます。以上、本定例会における教育行政報告といたします。
議長	以上で行政報告を終了します。 日程第５、一般質問を行います。各議員から質問事項はお手元に配布したとおりであります。２番木村議員を指名します。２番木村議員。
２番 木村議員	２番木村です。通告どおり質問をさせていただきます。昭和４８年から進められてきました沙流川総合開発計画のうち、治水の関係からの２ダム一事業、平取ダムが今年度いっぱい完成し、今年の冬に試験湛水ということになっております。それをもって先ほども言いましたけれども、計画の中では、沙流川については２ダム一事業ということで、二風谷ダム、平取ダムこの２つをもって治水を行うということになっています。そういうことになっていますので、私は二風谷に住んでいますけれども、二風谷ダムの今の状況どうなっているのかを計画貯水量と現在の貯水量、それと堆砂量を町としてどう把握しているのかちょっとお聞きいたします。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	はい。それでは、今のご質問にお答え申し上げます。二風谷ダムの貯水量の関係ですが、総貯水量容量につきましては昭和５８年当初、現在ともに変わっておりませんので３１５０万立米となっております。その他の計画、堆砂に関わる計画の部分ですが、当初計画では洪水調節容量、こちらの水量のほう１９８０万立方メートル、堆砂容量につきましては５５０万立方メートルとなっております。現在ですが、洪水調節容量につきましては、１７２０万立方メートル、堆砂容量につきましては、１４３０万立方メートルとなっております。当初計画と現在計画、数値が変わっている状況ですけれども、こちらにつきましては、平成１５年８月の台風１０号豪雨災害、こちらが当時の治水計画を上回る取水であったために、治水計画については見直しが行われているという形になっております。当初計画では、ダム堤体内に垂直に堆砂が進む計画でありましたが、平成１５年の取水により堆砂が自然の河床なりに、下流側が低い斜めの堆砂が変わっておりまして、また当然その時に大量の土砂が入っているということで、計画が見直されたという経緯となっているというように把握をしております。
議長	２番木村議員。
２番 木村議員	今、大体の堆砂量なかなか数字言われてもわからない部分があるのですけれども、二風谷ダムについてはかなり堆砂しているのではないのかなという視

点を持っていまして、数字で表れる以上にちょっと状況が悪いかなというふうに思っております。それで、僕もこのことでちょっといろいろ調べている中で、ダムが着工するに当たって、当時、宮田町長の時代に、やはりどういう問題があるのだろうということで、何か調査団みたいのを作って、沙流川水資源問題に関する調査報告書というのを、町長も知っているかどうかなのですが、すけれど、でたと思います。この中に25年で二風谷ダムは堆砂で埋まるだろうというようなこと書かれておりまして、せっかくこういう調査されて、そういう報告があった、今この24年目で、こういう形になっているのですけれども、この堆砂について何か対策なんかは開発とやってきたのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。堆砂のほうが多いのではないかとというご質問ということでお答えしますと、現在の堆砂の状況なのですが、直近でこちらが確認しているのは、令和2年度末の堆砂量になります。こちらが1280万4000立方メートルということで、先ほど申し上げた計画堆砂容量と比較すると、計画の89.5%まで既に堆砂が進んでいるという計算になります。その前の年なのですけれども、こちらは計画堆砂量に対して89.4%ということで、この1年間での堆砂は0.1%のみという形になっています。もう少し前、平成22年度末に確認したという数値ですと、この時点で堆砂が計画に対して83%程度ということで、やはりこの間も堆砂のほうは進んでいる状況になっております。こういった形でその計画堆砂量にどんどん例年近づいているという状況なんですけれども、ここに対する確認についてなのですけれども、治水容量を確保する対策を検討し実施していくということで回答をここについてはいただいているという形になっていて、もしその堆砂のほう、基本的には今堆砂がこれからどうなるのかということを確認した中では、先ほど計画変更のときに言ったように、今、川底に対して堆砂が川底なりに斜めになっているということで、二風谷ダムの特徴であるダムの下にゲートがあるという、そのオリフィスゲートというゲートになるのですけれども、そこを年間140日ぐらいあけている状況ということです。ですから、大きな何か災害等がなければ、昨年と今年の堆砂量のような形で自然にゲートから下流に土砂を還元することができるということで、ここ数年大きな水が来てないので、このような数字で推移することができる。ただ当然、大きな取水があったりすれば、また15年の時のように状況が変わってくるということになるので、そういったときは、治水容量の確保出来ないというふうに判断された場合は、当然速やかに適切に処理する考えであるということは確認をさせていただいております。

議長

2 番木村議員。

2 番
木村議員

今、課長のほうから説明あったことについては理解しますけれども、やはり当初からこういう状態になるというのはわかっていたというか、この報告書の中に書いてあるわけですから、やはり町としては早めにやはり対策をしていったほうがいいのではないかなと。僕が見ている限り、この頃、二風谷ダム一つでは、本当ちょっとした大雨でこなしきれてないというのがもう目に見えているのです。開発さんの的には、この状態ではどうにもなりませんということと言わないので、本当15年、18年の雨ではなくても、ここ何年かの一番大きいような雨でも、もうこなしきれないと。それで水をかなり下流に放出しなければならないとか、そういう状況になっていますので、ぜひともこの問題については、まず平取ダムも終わりますので、ぜひ次の段階で二風谷ダムの堆砂してる砂利を上げて、確保してもらえそうな形にしていいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

町長。

町長

それでは、私から答弁をさせていただきたいと思います。今課長が答弁したとおり、ダムの運用としては、まだまだ二風谷ダム計画堆砂に至ってないというようなことでございますけれども、本当見た目といいますか、平成10年の洪水を経て、ダムの運用がより洪水に特化したような運用になっているものですから、洪水期のダムはほとんど空にしておくというようなこともあって、本当にダム底が見えるというような状況でありまして、本当に以前の川を知ってる方が見ると、本当に大丈夫なのかというようなご印象を当然与えているのだなというところがあると思ひまして、今説明にあったとおり、平成15年の洪水を経て、もう大きく堆砂容量を変更したと。倍以上に溜まってしまったからしょうがない、みたいな感じの計画変更があったものですから、これがまた洪水なんかきますと当然すぐまた堆砂してしまうというようなこともありますので、昭和51年に先ほどありました沙流川水資源対策調査団という町独自の報告書にあるとおり、沙流川は本当に急峻で、砂が溜まりやすい河川だというようなことも、前段わかっていたというふうなこともありますので、今後、そのたまった堆砂の砂利活用なんかも含めて、より洪水に運用特化した中でのダムの在り方といいますか、そういうことについて、よりさらに室蘭開発局と議論してまいりたいと。こちらから要望するものは積極的に要望したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

2 番木村議員。

2 番 木村議員	はい。堆砂については、今町長のほうから話がありましたので、ぜひとも進めていただきたいと思います。次にまた二風谷ダムなのですけれども、二風谷ダムの左岸のダム公園が、ここ 3、4 年オールが崩壊して立入禁止になっている部分があるのです。それで、観光客が来ても湖畔に近づけないとか、テープが巻いてあったりして見栄えが悪いとか、やはりあの地域は博物館、歴史館なんかがあって、二風谷コタンもありますけれども、平取町にとっては観光地ということになっています。それで、なかなか開発自身もお金がないのかやってくれませんけれども、町としてどういう形で、そのことについて開発と話をして、あれはやることになっているのか、やってないのかちょっとそこら辺を聞かせていただきたいと思いますのですけれども。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	はい。今のご質問にお答えします。現在の状況は今お話いただいたとおりで園路が陥没したり、不陸が発生したりという、もう完全に整備が必要な状況ということで、立入禁止になっているような形もあるということで、間違いないと思います。それで、今年度において開発局のほうで必要な補修について調査を行っているということは情報共有させていただいております。今後についてなのですけれども、その調査に基づいて必要な補修について予算要求して、補償を行っていきたいということで考えも伺っております。ただ、その予算なりでなかなか一度にというのは難しいのですけれども、そこはしっかり予算を要求していくということで、情報共有をさせていただいているところです。最近の状況としましては、ピバウシの沢の土砂の掘削ですとか、護岸ステージの周りの張芝等を予算見ながら、開発局のほうでも計画的に実施はしてきている面もあるような状況とはなっているかなと思います。これらの整備がより進むようにという考えで、町としては、二風谷地区の再整備計画の中で、これは町の二風谷地区における再整備の計画ではあるのですが、国への提言のようなものも、護岸に関して盛り込む形をとらせていただいております。地域での再整備計画の検討会議でも、ダムの所長と担当係長にオブザーバーとして参加をいただきまして、情報共有等を行われているというふうに考えております。今後こういった護岸整備が、この再整備に基づいて、このうちの提言に寄り添った形で進んでいくように、視野に入れてやっていきたいというふうにそのように言っていただいて、その辺も情報共有されていると、現状はそういうところでございます。
議長	2 番木村議員。
2 番 木村議員	先ほども言いましたけども、あの近辺はやはり観光客がかなり来て、今年度、今着工してますイオルセンターもあそこに出来て、なおあの近辺の左岸公園

の活用が進むのではないかなと思っていますので、ぜひとも開発ときちんと話し合いをして、開発任せではなくて、今課長、二風谷の再整備計画という話をしていましたけれども、そういう形の中で進めてもらえればというふうに思います。ちょっと今日、あれなのですからけれども、もともと湖畔まつりとかも、確かダムやっていたと思うのです。やはりダムがあそこに出来たという経緯、その当時は何年間レーザー光線や船なんかも出してやってみました。そういうのも含めて、これからどうダムと町とが、開発と町とが一体になって二風谷ダムを活用できるようなそういう方策も、ぜひ考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

町長。

町長

貴重なご意見ありがとうございます。課長のほうからも答弁ありましたとおり、今二風谷地区の再開発ということで、やっと第1ステージがいいところまでいったかなというところでございますので、今後、さらに二風谷全体の整備等に向けて、いろいろ地域の皆さんのいろんな意見を聞きながら進めさせていただければと思っています。本当にあそこにダムが出来たときの環境護岸という、いかにダム湖との親水性を高めるかみたいな取組が当初あったということで、本当に今利用されてないという状況ですので、本当に資源としては本当に可能性が、私大きいと思っていますので、あといろいろ例えばレーザー光線のイベントとかEボート大会なんかもやったというようなこともありますので、そういった経緯も踏まえながら、今後二風谷のアイヌ文化の振興とそれを観光とか、それも絡めながらぜひ関係機関としては非常に大きな開発局さんですので、またいろいろと協議しながら進めさせていただければというふうに思います。

議長

いいですか。以上で木村議員の質問は終了します。
次に、7番四戸議員を指名します。7番四戸議員。

7番
四戸議員

7番四戸です。提出してあります質問通告にしたがいまして、質問いたしますのでよろしくお願いいたします。今日は災害に強いまちづくりをどう考えているのかという質疑になっていくと思います。現在、世界的に起きている要するに新型コロナウイルスをはじめ、エボラ出血熱など新しい感染症の背景にあるのは、森林破壊をはじめとした環境破壊や地球温暖化などの影響は深刻だと思っています。令和3年度においても、豪雨や暴風、猛暑による災害も甚大化しております。防災に関しましては、意識的自覚的にその重要性を啓蒙し、啓発し、学習し、伝承し、多くの町民は防災に対する意識を高めていかなければならないと思っています。このような私の考え方で議題に入っていきたいと思っています。まず1点目の防災ガイドマップでございしますが、

町は大規模災害に備え、平成１５年度に地域防災計画を見直し、平成１７年度に防災ガイドマップを作成されております。その後、平成２５年度には以前のマップも見直されまして、新たなマップが町民に配布されました。このマップが配布されてから現在で８年が経過しております。防災マップについて、担当課としては町民がよく理解し、よく認識しているとの思いなのか。この点について伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、只今の質問にお答えしたいと思います。地域防災ガイドマップなのですが、直近のものについては、地域防災ガイドマップを３年前に配布をしております、こちらがガイドマップの役割も果たしていますので、こちらのものを直近と我々としては捉えております。この防災マップの中に第１章としまして、日頃の備えについて記載がありまして、自分でできること、家族でできることとして役割分担ですとか、避難場の確認、連絡方法や集合場所を決めるなど、自助に向けた最低限の確認作業について取りまとめておりますので、こちらについてはぜひ実証してほしいというふうに考えております。そのために必要な情報をこの地域防災マップのほうには記載しているつもりですので、ぜひ個別の計画に取り入れてほしいとは思っているところです。幸い震災以降大きな災害が当町では生じていませんので、どうしても現在の最優先課題としては、新型コロナウイルス感染症拡大対策ということもありまして、なかなかその防災という面で地域住民の危機意識が、ご指摘のように緩みがちになってしまう時期かとは思いますので、ただ冒頭話があったように、全国的に見ると気候変動等で大規模災害は以前に増しても顕著な状況ですので、今後、新型コロナウイルス感染症の状況もございますけれども、その辺状況を見計らいながら、計画的にこのマップを絡めた啓発事業をやりたいというふうに考えております。直近では９月１日にシェイクアウト訓練をやらせていただいたのと、あと今現在の計画としては１１月末ぐらいに地域防災セミナーを開催していければと考えております。

議長

７番四戸議員。

７番
四戸議員

課長の思いはよくわかりますけれども、ただこのマップについて、私なりに３０人の町民にお聞きいたしました。その町民の答えはマップを配布された記憶はありますが、マップについての理解はほとんどの町民は認識されていませんでした。防災の認識については、大変大事なことで思っております。今課長も計画的に今後というお話もございましたが、この防災について本当に町民に認識していただいていけるのか、もう一度この答弁をお願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい、お答え申し上げます。独自に聞き取りもしていただいて、まだまだ防災意識が住民に根づいてない部分があるのではないかとのご指摘だと思いますけれども、そのようなことであれば、まだまだ我々の啓発が足りてないというのと、あと防災ガイドマップはちょっとハザードマップの役割もあって、ひょっとしたら住民にとってわかりづらい面もあるかもしれませんので、今後、地域防災ガイドマップを絡めたようなより一層の啓発活動ですとか、また最近取り組めてないので、例えば防災訓練ですとか実際に動いていただいて災害意識を印象付けるといとか、そのような参加いただくことで実際にやってみることで、防災意識が高まるような防災訓練のようなことも今後検討していく必要があるかなというふうに考えているところです。以上でございます。

議長

7 番四戸議員。

7 番
四戸議員

今の課長の答弁のとおり、防災訓練というのは本当に必要だと私は思っております。今町民も高齢化して、要するに大きな災害が起きたら高齢者や障害者、子供たちが巻き込まれていくことが多くなっておりますので、ぜひ課長の今言った防災訓練ですか、図上訓練だけではなくて、これを考えていってほしいと思います。これについての答弁は要りませんけれども、よろしく願います。2 点目に入ります。2 点目ですけれども、2 点目の件について、9 月 2 日の北海道新聞です。全道 179 市町村を対象に調査した新型コロナウイルスの対策で、災害時に使用する避難所の収容人数の定員を減らしている町村もありました。その 22 町村で避難所の不足が生じていることがわかってまいりました。要するに収容する人を減らすことが困難な自治体もあったとこれは新聞で報道されておりました。それでまた国は、5 月に改定した防災基本計画で十分な空間を確保すること、このことを市町村に要請されています。1 家族あたり 9 平方メートルの広さをとるよう国は要請しています。平取町においても防災ガイドマップに指定された避難所、それとこれに避難所が指定されております。指定緊急避難所が設定されています。先ほどもお話ししましたが、避難所においての新型コロナウイルスの対策は、多くの市町村がこの対策は出来ていないような状況だと思います。それで平取町としても、この対策についてどのように考えているのか。また対策は出来ているのか。防災ガイドマップに出ている 6 か所の避難所の対策はどのようなになっているのか。この点について伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長	はい。只今の質問にお答えいたします。避難所設営に関する規定については、避難所の設営マニュアルというものを町で作成しておりまして、こちらで感染症対策が講じられるように見直しを図っているところです。1世帯9平米というのが、その世帯数によってちょっとはつきりしないので、ソーシャルディスタンスとして2メートルという設定で、当町はこちらのマニュアルの見直しを行ってまして、それと避難所設営するのが職員になるので、職員の初動マニュアルについても見直しを行っているところです。そういったことで、もし新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況で避難所設営するという場合の準備ということでは、一応その辺については準備をさせていただいております。備蓄品についても衛生関係の備蓄を中心に、コロナ対策ということで少し拡充を図ってきているところでございます。感染症対策として、例えばそこで発熱があった場合ですとか、その方を別のところに避難をいただいて衛生施設、トイレですとかに行く動線も別にするような一応マニュアルの見直しというのを図って、感染症禍においても蔓延する状況においても、その辺の安全性が確保されるような見直しを行ってきているところでございます。
議長	7番四戸議員。
7番四戸議員	ちょっと確認しますけれども、要するに、平取町としても避難所に対しての対策は出来ていないという、現在ですよ、そういうふうに考えてもよろしいですか。それと、今コロナはちょっと収まってきていますけれども、これから第6波起きて、大きな災害が起きたときに避難所を使うようになったときに、それまでに対策は何か考えていくというふうに考えてよろしいですか。
議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	まず北海道新聞のアンケートは、当然うちの町にも来てるのですけれども、うちの町としては対策がとれているというふうに回答はさせていただいております。うちの避難所の設営については、緊急避難として人口の2割程度の方が避難した場合を想定して組立てをしているところです。そこで、十分な距離を取っての避難所設営は可能なものだと考えておりまして、また先ほど申し上げたように、衛生関係の備蓄品も今回コロナの対策ということで確認をさせていただいておりますので、ある程度対策がとれているというふうに回答をしてきているところです。ただ、例えばコロナの状況も変わってきて、当初はある程度感染者の方が病院で過ごされているのだろうという前提で組んでいますけれども、例えば自宅療養の数や病床が足りないということが増えていますとか、あとはそこに対して濃厚接触者の方が家族としていらっしゃるというような、今のそういった現状が出てきてますので、それではコロナに

罹患してるのがわかっているのに、同じところに避難ということにはちょっとならないので、そういった方を避難するのにどうしようというところが課題としてあるのかなということで、この辺について静内保健所のほうと最近打合せをさせていただいて、例えばその速やかに名簿を提供いただいて、その方々を応急的に空いている、例えば住宅ですとかに避難していただくとか、そういう緊急的な手順については確認をさせていただいているのですが、その辺の感染症の現状に合わせたマニュアル化というのが、またこれからの見直しで必要かなというふうに考えているところです。

議長

7 番四戸議員。

7 番
四戸議員

また、いつ6次のコロナが起きるかもわかりませんので、なるべく早くよろしく願いいたします。次3点目に入りますけれども、3点目のことについては、6月の定例会において、GISについては聞いたのでその答弁はいりませんが、この災害時にGISが十分平取町として機能していくのか。また、GISの連携はある程度は出来ているのだと思っておりますが、各課や社協、福祉会、例えば自治会との協議等が出来ているのか。また、災害時にどのようにこのGISを使ったものが機能されていくのか。自治基本条例の第25条で危機管理体制の確立について書かれております。災害時に緊急時にこのGISがどのような機能して活動を図っていただけるのか。この点について伺ってみたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。今の質問にお答えいたします。GISシステムにつきましては、防災の立場でいくと要支援者の支援台帳というのを必ず自治体において整備をしないと駄目だということで、災害時に助けが必要な方と、それを支援する方のひも付けというのを地図情報に落として見える化を図るのが、このGISシステムのそういった役割を果たすものですけれども、その台帳システムの自動連携化ということで支援が必要な方というのを、例えば要介護度ですとか、障害手帳を持っているですとか、そういった情報を集約して最新のものが台帳に打ち出せるというシステムはもう確立されている状況で、これがある程度の地図情報に用いるようなことになってますので、あとこれをこれから今いろいろ申し上げていただいた自治会さんですとか、そういうところと連携して、この名簿ですとか地図情報の活用というのがこれからの課題になってくるのですけれども、個人情報があるので、有事の際にはこの情報をすぐにそういった団体と共有することが可能となっているのですけれども、その前に前段そういった打合せですとか、避難者とそれを支援する方のひも付けですとか、それは当然にして、事前に打合せが必要などこののです

けれども、それについてはその個人情報の関係があって、必ずその協定を結ぶということにうちの条例でも決まっていますので、今その協定を結ぶ作業を随時やらせていただいている段階ということです。なので活用する準備段階は整っているといふところなんですけれども、これからその地域に入るなりをして、実際に打合せをしてその支援者台帳を有意義なものにしていくという作業になってくるかなというふうに考えております。

議長

7 番四戸議員。

7 番
四戸議員

今、コロナ等でうちの町もコロナに対処するのに大変忙しくて、そういう集まる機会も少なくなったとは思いますが、今後においてそういうことも考えながら進めていってほしいと思います。それでは4点目です。災害時における職員の初動マニュアルというのですか。私あまりこれ聞いたことなかったのですが、申し訳ございません。それで、これについてちょっと伺っていきたいと思います。令和3年の9月6日で胆振東部地震からちょうど3年が過ぎました。平取町においても、この地震で今まで経験のない大きな地震だったと思います。この地震で多くの平取町の職員が活躍されたのは記憶に残っております。このような災害における職員の初動体制というのを定めた職員初動マニュアル、先ほど課長も言っていましたが、これが平成25年に平取町地域防災計画の見直しの中で出てきたものだと思っております。私もこのマニュアルについて、本当にあまりよく知りませんでした。胆振東部地震の時、初動のマニュアルが発動されたと思いますが、発動に対しての反省点はあったのかないのか。また、その職員活動のマニュアルについて、ちょっと説明いただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。只今の質問にお答えしたいと思います。職員の初動マニュアルについては、平取町ですとかその周辺で風水害地震、大規模な事故等が予測された場合ですとか発生した場合に、町職員はじめとした関係者ができるだけ早く初動配備を整えて、迅速な対応がとれるような措置についてまとめたマニュアルとなっています。災害時にはいろいろな制限があるような状況下というのも想定されますので、その中で優先的に実施されるべき業務というのを特定して、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等について、あらかじめ定めているものという形になりまして、こちらについては、例えば地震でいくと、震度4の地震があった場合は、職員は全員まず災害対策本部、役場に集まるというような手順が決められていたりですとか、例えばいろんな状況が想定されますので、役場が使えなかった場合、2次的に使う対策本部はふれあいセンターにするですとか、例えば町長に何かがあった場合に、対

策本部長は副町長が務める。副町長の身にも何かあった場合は、まちづくり課長がですとか、そういった状況に合わせたものがいろいろ決められているもので、こちらについては毎年、地震の際もそうですし、取水があった場合ですとか、必ず見直しを行うような形になっていて、直近では今年の水取期前に見直しを図ったものを7月の課長会議で共有させていただいております。今年の見直しについては、避難指示ですね。避難勧告というのは、内閣府の避難レベルの警戒レベルの関係でなくなったものですから、それに合わせた職員配置の見直しですとか、そういったことを行っているような状況になっています。反省ということもちょっとあったと思うのですけれども、例えば震災の後、震度4で全員が集まるところです。震災後やっぱり今地盤とかはまだ安定してない状況ですので、少し全員集合のレベルを下げてというか、もう震度4で全員集まるといような見直しを図ったりですとか、随時その時出される国の方針ですとか、実際にあった部分での反省を踏まえて、随時見直しを行わせていただいているところです。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

ありがとうございました。それでは大体課長の説明はわかりましたので、次に進みたいと思います。次は5点目です。災害時の避難所に供給する災害用食糧品の備蓄についてでございますが、この管理については適切に管理されているとは思っておりますが、現在はどうのような管理体制になっているのか、伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。只今の質問にお答えいたします。防災備蓄数につきましては、防災備蓄計画に基づき管理することとなっております、それに基づき適宜、管理をしているのと備蓄計画についても、必要に応じて見直しを図っているところです。現在は15か所程度の配置場所を定めておりまして、そこに食糧備蓄と各種の備品ですが配置しているような状況で、定期的に資材等の調書を調整しているところで、例えば消費期限が来た食品の整理ですとか、発電機の試運転を行って燃料を補充するですとか、そういったことを定期的に行っているところです。食品については、おおむね5年以上保存できるものを中心に購入することとしておりまして、消費期限管理等を行っているところで、今年の手帳整理状況としては、令和3年の3月、6月、8月、直近ではこのあたりのときに備蓄品の整理を行って、調書を直して適正に管理するという形にしています。消費期限が近づいてきたものについては、手帳から落としてまだ少し使用できる期間があるうちに保育園ですとか学校ですとか、また地域防災セミナーなんかとタイミングが合えば、こういったところの試食ですと

	かに使わせていただいているような形で対処しているというところでございます。
議長	7 番四戸議員。
7 番 四戸議員	課長の答弁はわかりました。今の災害用の備品といいますか、食べるものは大変よく出来ていると思うのですよね。私もあんまり食べたことはないのですけれども、1 回食べてみたいなと思ったわけですから、どんな味するのか、それは、冗談にしても、避難生活が長引いた場合、災害用食品だけではやはり避難している人も大変だと思いますので、自治会などと連携して炊き出し等というのは考えたことがあるのかなのか、その辺についてはどうでしょうか。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	はい、お答えいたしたいと思います。一応、食糧備蓄品の供給に関わる協定等はいくつかありまして、記憶にあるところでは、例えば農協さんですとか、そういったところからの供給の協定というのは結ばさせていただいているので、避難所生活等が長期化した場合には、そういった協定を活かしながら、あとは被災していない地域等があれば、そういった協力を得ながら自助の部分で被災された方に被災されてない方の備蓄を分けていただいたりですとか、そういった対応の呼びかけをするですとか、そういったことは決めさせていただいているのと、基本的に備蓄については、最初の避難から 3 日程度というのを目標に、その避難所に来る方を想定した人数に対して十分行き渡るようにというところを目標にしながら、毎年計画的に完了しているという状況になっています。
議長	7 番四戸議員。
7 番 四戸議員	それでは次に 6 点目に入りたいと思います。6 点目は道内の各市町村においても、例えばで申し訳ないんですけれども、大きな災害が起きたときに備えまして、関係する機関や企業との間で災害時協定を締結しております。自然災害については、どのような形でいつ出てくるのか予期するのは本当に大変難しいことでございます。平取町においても必要時に対応する体制を強化はしていると思いますけれども、現在の体制で大規模災害に機能出来ているのか、その考え方について伺いたいと思います。
議長	まちづくり課長。

まちづくり課長 ちよっと大規模災害に備えた関係機関との連携ですとか、企業との災害時協定というような意味合いでお答えすればいいかなと思ってお聞きしておりましたけれども、平取町の地域防災計画の中に応援協定と覚書がどれぐらい結んでいるかという、必ずまとめさせていただいているのですけれども、現在項目数で28項目の協定や覚書を結ばせていただいております、こちらに基づいて、有事の際には関係機関と協力しながら、これを機能的に活用できればというふうに考えております。北海道の協定みたいなものもありますので、こちらからその自治体が活用できるものというのもあるので、そういったものをうまく組み合わせる中で大規模災害にも備えていくと言ったような形で対応できればというふうに考えております、例えば日高町とは災害時の相互応援に関する協定というのを結んでいるので、お互い例えばうちはあまり津波の危険性はないですけども、日高町はそういった危険があるので、そういった場合は相互にどちらがどれだけ被災するというのが、その災害の時ではないとわかりませんので、そのときのための応援協定ですとか、同じものを管内でも結んでいますし、例えば大規模化したところとかでいくと、例えば段ボールベッドを作っている会社と協定して、どうしてもその災害時に距離をとりながら、個人スペースをとりながらの避難所設営にダンボールベッド有効とされているのですけれども、どうしても備蓄すると場所をとるので、こちらは例えば協定で有事の際には提供していただけるとか、そういったことを特に協定、覚書の部分では、大規模化した後の避難所等を想定したものですとか、相互の被災していないとことの応援関係みたいなもので、今現在28項目程度、そういったものを結んでいるような状況となっております。

議長 7番四戸議員。

7番四戸議員 質問事項の中にはちよっとないのですが、関連がありますのでこれについてもう一つお聞きしたいのですけれども、前段でもお話しましたが胆振東部地震からちょうど3年が過ぎました。その中で、その地震で全道で44人が犠牲になっております。被害を受けた住民の仮設住宅のほぼ全てで原則2年間の入居期限が過ぎたが、自宅の再建などで、もとの住所地に戻れた被災の世帯は3割に留まっていると新聞等で報道されております。7割は自治体を用意した賃貸住宅などで生活しております。いまだかつて環境の変化などに悩む町民も多くいると聞いております。災害時に自宅で生活出来ない町民が出てきた場合、当然町は仮設住宅を用意するとは思いますが、こういう住宅などについて企業などとの協定で仮設等の住宅の協定がなされているのか、この辺についても伺っておきたいと思っております。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長	はい。今の質問にお答えしたいと思います。一応そういった仮設の関係でいくといくつかあるうちの中で、例えば災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定というのがあって、こちらそういったレンタル事業者と締結していた形ですので、こういったときに仮設のようなプレハブですとか、そういったものを提供いただけるような形になっていたり、あとまたそこに必要な資材についても、例えばL P ガス災害対策協議会さんですとか、仮設に必要なものをある程度を協定の中でもいくつか想定はして設定はしているという形になります。あと例えば、最近組んだ中ですと、日高青少年自然の家さんと施設提供の協定を結んだりですとか、少し長期化してきたときとか戻る場所が流出してしまった場合というのを想定した、その辺を意識した協定というものも織り交ぜながら準備とか備えをしているところではあります。
議長	7 番四戸議員。
7 番四戸議員	次に 7 点目の件についてお聞きしたいと思います。今年も静岡県の熱海市ですとか、大雨による大きな災害で多くの住宅や多くの犠牲者も出ました。この法面の崩壊は、毎年日本の各地で発生されております。大雨が降ると法面の崩壊が心配になってきます。そこで、平取町は道と調査はされていると思いますが、まず、最初にお聞きいたしますが、道から指摘されている法面の危険箇所はどのぐらいあるのか。また、その中で土砂災害特別警戒区域というのがあると思うんですが、それがどのぐらいあるのか伺いたいと思います。
議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい、土砂災害警戒区域の指定状況ということだと思うのですが、こちらが国交省の指針に基づいて、都道府県が基礎調査をして指定をしていくという形になってまして、平取町内での指定状況なのですが、土砂災害警戒区域について今町内で 4 4 か所です。特別警戒区域が 1 7 か所になっています。直近の指定では、土砂災害警戒区域の指定が、今年の 5 月に 1 5 か所ほどありまして、そこの 5 月の指定で一応、平取町内の道の調査における指定状況は、一旦これで調査が終わったというような報告を受けているところです。
議長	7 番四戸議員。
7 番四戸議員	先ほども申し上げましたけれども、やはり土砂災害というのは恐ろしいものでございます。先ほど危険箇所が 1 7 か所で、5 か所が危険箇所というのか、要するに特別土砂災害警戒区域というのですか、これレッドになっている、防災のこれでレッドになっているとこだと思うのですが、それ 1 7 か

所でよろしいのですか。それですね、その危険箇所は少しは整備されているのだと思うのです。それでも17か所なのかなと思うんですけども、本町のオバウシナイ川の法面、今年で5年目ですか、あそこもうレッドの危険箇所だと思うのですけれども、今年も工事はやっていますが、この辺の工事はまだ今後続けていくのか。それとも今言った17か所の危険箇所については今後どのように考えているのか、その辺伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。今のご質問にお答えしたいと思います。先ほど冒頭申し上げたとおりここは都道府県が基礎調査を行って区域の指定をしていくということになっておりまして、当町でも先ほど言ったとおり44か所、特別危険で17か所指定がありますので、こちらについては、当然、町のこの基本指針の中での町の役割というのは、指定後についてはこの計画区域内の警戒避難体制の整備と、ハザードマップの配布、あとは特別警戒区域内に構造物が建たない様に規制するというのが町の役割というふうに決まっていますので、この特別区域の指定なのですけれども、今7月末段階で全道で1万132か所、黄色のところがあるんです。特別警戒区域のレッドが6924か所あるような形で、その対策というのが具体的なこの土木工事ということでいくと、道のほうもこれだけの指定箇所が法に従って指定していくとあるということで、計画的にやってもかなりの時間が土木的にこの区域を整備するというのがかなりの時間や費用を要するというので、町に対する要請としては、先ほど申し上げたハザードマップで明確にこの警戒区域を知らせて、お住まいの方が警戒区域のそばに住んでいるということで意識をしていただいて、この避難体制をしっかり我々も啓発していったり、助けてあげたりということを整備していかないと駄目というのは町の役割になってきます。その中で、どうしてもリスク低減のために土木工事が必要だというふうに思われるところについては、町としてはやはり北海道への要望活動等で必要なハード整備については訴えて、そこをやっていただくといった取組も同時に進めていく必要があるのかなというふうに考えています。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

今課長の答弁で全道の話が出ましたので、その数は莫大な数でどうもかなり金がかかるとは思いますけれども、町としても最も危険な箇所をさっき言った17か所ですか、これについては、道にこれからも陳情して行ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。私の今日の最後の質問となりますけれども、町長がいますので町長に伺います。町民の生命や要するに財産を守ることは、町の果たすべき基本的責務だと思っております。町民が安

心して生活するには、防災に対する町民の認識が大変大事なことであり、私は思っております。町長の防災に対する考え方をお聞きして最後の質問いたします。町長よろしくお願いいたします。

議長

町長。

町長

はい、お答え申し上げます。私、令和3年度の執行方針の中で、災害に強いまちづくりということを掲げてございます。課長の答弁の中にもございましたけども、近年の地球規模での気候変動に伴う本当に今までにない大雨ですとか、それから近く起こりうるであろう千島海溝、日本海溝沖の大地震というようなことで、本当にこういった自然災害に対応できる防災体制の強化が非常に重要だなというふうに考えてございまして、まず基本となる私の考え方を、災害発生時にはとにかく町民から犠牲者を出さないということに尽きるのではないかとこのように思っておりまして、地震などの突発的に起きる災害については、まずは自分を守る行動をとにかく徹底する意識づけを啓発していかなければ駄目だなというふうに思っていますし、それから当町で発生する可能性が高い大雨洪水については、ある程度雨については、いわゆる起こるまでのリードタイムといいますか、時間がありますので、今まで蓄積してきた沙流川流域のタイムラインという各関係機関集まって、この時間に何しようというようなこともいろいろ協議しておりますので、その辺にのっとりその行動によって、適切な避難指示等してまいりたいというふうに思っております。国も避難の度合いのことをさらに強化しているというような傾向にありますので、基本的に避難シートは本部長私の責任でございまして、これは早め早めの避難指示ということで、とにかく犠牲者を出さないというような方向でぜひ対応を図っていききたいというふうに思っております。そのための防災訓練を本当に私も重要だと思っております。このコロナ禍でいろいろ制約があってできなかったということもありますけども、やはり実際に避難行動を体験してもらおうというようなことも非常に大事なことで、この辺はまた積極的に推進をしていきたいというふうに思っております。それから、なかなかハザードマップなどを見ていただけないというような現状もありますので、いろいろ情報提供については、これからスマホの利用とかいろいろ媒体を使った啓発に努めていききたいというふうに思っております。それから、そういった避難行動の住民の意識づけ等あわせて、例えば公共施設の防災対策ということで、この役場なんかも含めて耐震化になってない施設もありますので、その辺は強靱化という意味でそういった整備を計画的に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、本当に今おっしゃったとおり、町民の生命と財産を守る防災対策、避難行動について、町としても町民の方、それから関係者の方の協力を得ないとなかなか進まない、きっちりしたもの出来ないという現実もありますので、その辺もいろいろ皆さんにご

尽力をいただいて、今後さらに強化を図るような努力をしてまいりたいというふうに思っています。以上です。

議長 よろしいですか。四戸議員の質問は終了します。以上で通告のありました議員からの質問は終了しましたので、日程第５、一般質問を終了いたします。休憩いたします。再開は１１時１０分からです。よろしくお願いします。

(休 憩 午前１１時０４分)

(再 開 午前１１時１５分)

議長 それでは時間ですので、再開いたします。
日程第６、議案第１号、教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第１号、教育委員の任命について、平取町教育委員会委員に次の方を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所沙流郡平取町字荷菜４０番地７、氏名小林明美氏でございます。生年月日は昭和３５年３月５日で、６１歳でございます。次のページをお開き願います。
経歴の概要でございます。小林氏は、昭和５７年３月に北海道大学医学部付属臨床検査技師学校を卒業されまして、昭和５７年４月１日から検査部臨床検査技師として昭和６２年４月まで、市立の札幌病院に勤務をされてございます。公職歴でございますけれども、記載のとおり平取町社会教育委員、平取小学校学校評議員、平取町生涯学習委員会委員、平取町総合振興計画審議会委員、令和３年４月からは行政相談委員も務められております。平成２１年１０月２８日からは教育委員会委員も３期務められておりまして、再度任命をさせていただくものでございます。小林氏は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し認識を有し、教育委員会制度にも深い理解を示しいただいており、適任者と判断しておりますので、ご同意について、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第６、議案第１号、教育委員の任命については、任命同意することに決定しました。

日程第 7、議案第 3 号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

はい。それでは、議案第 3 号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、ご説明申し上げます。議案書の 6 ページをお開きください。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、議会の議決を得ようとするものです。後ほど説明いたしますが、令和 3 年 3 月末をもって執行した過疎地域自立促進特別措置法にかわり、令和 3 年 4 月に新たに制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定においても、当町は過疎地域市町村に該当しておりますので、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を策定することで、国の補助金の補助率のかさ上げや過疎対策事業債の充当などの財政上の特別措置を引き続き受けることが可能となります。計画の概要を説明いたしますので、お配りをしている別冊の平取町過疎地域持続的発展市町村計画をご覧ください。なお、以降の説明において平取町過疎地域持続的発展市町村計画を、単に市町村計画と略した呼称で説明させていただきます。表紙をご覧ください。市町村計画の策定期間は令和 3 年度から令和 7 年の 5 年間となっております。3 ページをお開きください。人口の推移等について記載しております。3 ページ下のグラフ人口の推移から、昭和 50 年に 9 3 3 1 人であった人口が、平成 2 7 年までの 4 0 年間で 5 3 1 5 人になっていることが読み取れますが、減少率ですと 4 3 % 減少したことになります。

新しい特別措置法の過疎地域の人口要件は、昭和 5 0 年を基準年とした 4 0 年間の人口減少率が 2 8 % 以上ですので、当町は過疎地域の人口要件に該当をしています。過疎地域のもう一つの要件である財政力要件は、平成 2 9 年度から令和元年度の財政力指数が 0. 5 1 以下であることですが、当町における 2 9 年度から令和元年度の平均財政力指数は 0. 1 8 で、財政力要件も引き続き過疎地域に該当する数字となっております。9 ページをお開きください。地域の持続的発展のための基本目標として数値目標が設定されています。今回の市町村計画から、基本目標と計画期間を明示することが求められております。こちらの数値目標につきましては、平取町第 6 次総合計画の後期計画の数値目標に合わせて設定されています。この市町村計画全体を通じて、平取町第 6 次総合計画に基づいて、町行政が遂行されることで、法に基づく特別措置が適用されるよう調整を図っております。1 0 ページをお開きください。これ以降は、特別措置法の第 8 条第 2 項において市町村計画に掲げるべき事項として謳われている、実施すべき施策を項目ごとに順次掲載をしています。2、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成では、特別措置法の目標に新たに追加された地域の持続的発展、人材の確保及び育成にかかわりが深い項目を整理し、新たな項目として記載をしています。1 0 ページに現

況と問題点その対策について記載されています。12ページをお開きください。次ページにかけて、計画内の事業計画を表にまとめております。こちらに記載している事業についても、第6次平取町総合計画後期計画の事業計画に符合する形となっております。これ以降52ページまで実施すべき施策、現況と問題点、その対策事業計画という構成になっておりますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。簡単に変更部分だけ説明をいたします。

25ページをお開きください。25ページ下段に(4)産業振興促進事項として、産業振興促進区域と業種が表記されています。固定資産税の減免等に対するの交付税算入の根拠となる起債となります。26ページをお開きください。地域における情報化は、これまで交通通信体系の整備、地域間交流促進の2点とあわせて実施すべき施策として謳われていましたが、地域における情報化が今後の過疎対策における重要性から実施すべき施策として独立した取扱いに変更になっております。38ページをお開きください。これまで高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項となっていたが、子育て環境の確保が実施すべき施策に加わり、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として記載が変更となっております。52ページをお開きください。12再生可能エネルギーの利用促進が実施すべき施策に新たに加わっております。各項目内での旧市町村計画からの変更点については、別途配布をしている説明資料にもまとめておりますのでお読み取りいただければと存じます。53ページから最終62ページは、事業計画の表記からソフト事業を抜粋し、再掲したものとなっております。本市町村計画につきましては、令和3年7月13日から28日まで、当町のウェブページに公開し、パブリックコメントを求めています。公開期間中においてパブリックコメントを1件いただきましたが、誤記に関する指摘であり、計画内容の変更には至っておりません。またパブリックコメント後において北海道との協議を行い、令和3年9月3日に北海道からの同意を得ている旨ご報告いたします。以上ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

8番鈴木です。過疎計画全体に対してどうのこうのということではなく、ちょっと現実的な、個別の案件でちょっとお伺いしたいなと思うことがありますので質問いたしたいと思います。ページとしては、29ページにあります市町村道橋梁、橋梁長寿命化補修事業ということが載っております。実は、町内こう歩いておりまして非常に気になる橋があるということで、その橋が対象になっているのだろうかということのをちょっとこう見ようと思ひまして、そしたら、この計画にもこういう事業、当然載っている、そして総合計画にも

毎年1億を超える事業費が計上されているということがありますので、ただ、この29ページの上段に市町村道路のほうは整備計画といいますか、補修とかについて、箇所も含めて、個別に書かれているわけです。当然、これに書かれると総合計画でもこういうふうな個別に書かれるということになるのですが、橋についてはどこが対象になっているのか。そういうことが総合計画も含めて一切こう明示されていない。だから、私が気になっている橋、はっきり申し上げると幌毛志の橋なのですけれども、沙流川にかかっている橋なのですけれども、非常に塗装がはげて、サビが見えています。これがいつの計画になるのかというので、思いまして担当課に伺いましたところ4年後になると。確かに総体的に整備をすると、結構なお金がかかるのだらうというふうには思うのですけれども、これ、こんな状況でまだ4年置いておくのかということがちょっと頭にあったものですから、この事業内容、年次計画、そういうものをやはり総合計画とか、そういう中できちんと示していく必要があるのではないのかなというふうに感じておりますので、その辺について伺いたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、お答えいたします。只今の質問につきまして、箇所名を入れたらどうかというご質問と、あと幌毛志橋の補修計画についてということですのでよろしいかと思いますが、計画につきましては、18橋、損傷程度がレベル3という直ちに補修しなければならないという橋が18橋ございまして、それを年次計画で行っていくということで、昨年、令和2年の3月に、橋梁の長寿命化修繕計画を、2回目の計画を策定しまして、ホームページに公表させていただいてると思いますが、その中で、橋を損傷度に応じて、補修をしていくという計画で、総合計画にもお金を積んでおります。その中で幌毛志橋につきましては、平成30年ぐらいに床板の補修を行っておりまして、それにおけるその後の点検において橋桁等の損傷については、まだ補修のレベルに達してないという判断になっております。また、高欄についても、今の段階では2ということで、3にはなっていないという状況の中で、補修の年度は今計画としては、経年劣化を見込んだ年数が3年後4年後というお話の計画になってるということでございます。ですので、今回3月に2回目の計画を立てておりますので、それに基づいて今後行っていく状況でございますが、今後の総合計画の記載につきましては、橋梁名は書いて分かるようにしていくように努力したいなというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

議長

8番鈴木議員。

8 番
鈴木議員

土台とか、いろんなところについての状況については、我々素人が見て何か分かるということはほとんどないというふうに思ってますけれども、橋の安全ガードフェンスというのですか、そういうものも含めて一番あそこがやはり目に見えるのです。そうすると、ほんとにこんなに錆びているのに、これいつになったら塗るんだろうなと単純にそう思う、地元の方々も当然そう思って見ているということがあるものですから。そしてもう一つは、こういう事業をやるときに、これ以前荷葉大橋やるときの話ですけれども、塗装するという話が計画の中にありましたので、地元の塗装関係の業者の皆さんにも仕事が行き渡るのかな、そういうふうに思っておりましたら、やはりその橋梁全体ということになると、足場の関係だとかいろいろなことがあるようで、やはり地元ではない方々がやるというようなことになってたと。ただ、我々こう下のことまではあれですけど、その上のほうのところについては、地元でやれるようなそういう形の事業の組み方というのも、この計画様々なところでそういう話が出てくるかなと思うのですけれども、そういうことについての考え方といいますか、もう当然もっていただきたいなと。去年あたり、やはりペンキ屋さんとちょっと話す機会もあったのですけれども、やはり前年度から比べて、前年度っていうのは令和1年ですか、令和2年やはりコロナということがあるのか、民間というか、一般からの注文も塗装の注文もやはり去年は本当に減ったという話も含めて、やはり現実にある中でありますので、そういう一発下から上まで全部やるという形が、これ計画なのかもしれませんが、そういった意味では目につくところからということも含めて、検討出来ないのかなというふうに思いながら、こういう事業をせっかく進めるときの考え方について伺っておきたいなということで、今質問させていただいております。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、お答えいたします。今のご意見につきましては理解させていただくところ多々あるのですけれども、交付金事業を活用して、特財を投入した中の工事施工となることから、なかなかその分離をして高上りになるような発注形態というのはなかなか出来ないというのも、ご理解いただきたいというふうに思います。ただ、今後は町内業者とか、町内業者育成という観点から指名を検討するということは、今後、指名選考委員会の中でも検討できるかなというふうに思いますので、次回、荷葉大橋の件はございましたけれども、今後につきましては、そのような形をとりながら選考委員会の中で検討し、指名業者については、再考していくような形をとりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第3号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第2号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案書の3ページをご覧ください。議案第2号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明いたします。平成22年に制定いたしました過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例が令和3年3月31日をもって失効いたしました。が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されましたので、新たに固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものです。なお、新過疎法となります特別措置法の変更点といたしましては、本適用には、事業に関する事項について、市町村計画への記載が必要であること。対象事業に情報サービス業等が追加され、取得価格要件が引下げになったこと。対象となる設備投資は、新設、増設以外に増築、改築等が追加されたことなどがございます。それでは、本条例案についてご説明いたしますので、次のページをご覧ください。第1条は、条例の趣旨として新たな過疎法の施行に伴い、平取町の市町村計画に振興すべきと定めた業種に係る固定資産税の課税免除について必要な事項について。第2条第1項は、課税免除の範囲について。第2項では、課税免除の期間を最初の年度から3か年とすること。第3条は、課税免除の申請について。第4条は、課税免除の取消しについて。第5条は、規則への委任について規定しております。なお、附則としまして、1項の施行期日は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用とすること。2項は、執行の規定としてこの条例は令和6年3月31日限りとすること。3項は、前項の執行に伴う経過措置について。4項は、これまでの過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の廃止について規定しております。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって日程第 8、議案第 2 号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第 9、議案第 4 号、令和 3 年度平取町一般会計補正予算第 7 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第 4 号、令和 3 年度平取町一般会計補正予算第 7 号につきましてご説明いたしますので、7 ページをお開き願います。令和 3 年度平取町一般会計補正予算第 7 号は次に定めるところによるものとします。第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ 4 5 2 8 万 9 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 8 億 5 5 4 8 万 6 0 0 0 円にしようとするものです。第 2 項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしています。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、1 4 ページをお開き願います。上段、2 款 1 項 1 目一般管理費 1 0 節需用費、消耗品であります。これは、当初予算において、役場庁舎などの感染症予防対策として、各種消毒液やサージカルマスクなどを購入する財源に一般財源を充当しておりましたが、本事業がコロナ交付金事業に採択されたことから、その財源を一般財源からコロナ交付金に振り替えるものです。続いて下段、3 款 1 項 2 目老人福祉費 2 7 節繰出金、7 1 万円の減額です。これは当初予算において、介護報酬改定に伴うシステム改修の財源に一般財源を充当しておりましたが、この度、新たに国から本事業に係る改修費について、各市町村の人口規模に応じた国庫補助金の内示額が示されたことから、その国庫補助金相当分の繰出金を減額して、介護保険特別会計に繰り出すものであります。1 5 ページをお開き願います。上段、3 款 1 項 8 目介護支援費 1 7 節備品購入費、1 5 1 万 8 0 0 0 円の増額です。これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、地域の高齢者等が安心して交流サロンなどに参加できる環境を整えるため、各交流サロンの会場 1 0 か所に、オゾン除菌消臭機を整備するものであります。なお財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。続いて下段、4 款 1 項 2 目予防費 1 2 節委託料、4 0 7 万 3 0 0 0 円の増額です。これは、新型コロナウイルスワクチンの接種記録をマイナンバーと連携し、また、検診結果の電子化した情報を転出時において、市町村間で速やかに引き継がれる仕組みや、個人が一元的に管理できる仕組みなどを構築するために必要な予算を補正するものです。一つは、令

和3年11月末までに、新型コロナウイルスのワクチン接種を完了させ、そのワクチン接種記録をマイナンバー情報と連携させるため、町が保有する健康管理システムの改修費として50万2000円を増額するものであり、その財源については、全額新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金を充当するものです。二つ目は、成人病検診などの実施機関から提出される肺がんや乳がんなどの検診結果について、市町村が検診指針に基づいて定める標準的な電磁的記録の形式により受け取ることを可能にするため、町が保有する健康管理システムの改修費として114万4000円を増額するものであります。三つ目は、只今ご説明いたしました検診結果の情報については、マイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を速やかに開始する必要があることから、その情報の副本を自治体中間サーバーに登録するために必要なシステム改修費242万7000円を追加し、総額407万3000円を増額するものであります。なお、検診結果の受け取りと検診情報の連携に伴うシステム改修に係る財源につきましては、感染症予防事業費等国庫補助金を充当するものです。16ページをお開き願います。上段、5款1項10目農業振興費18節負担金補助及び交付金、840万円の増額です。これは、新規就農者の就農向けの補助事業として、農場の造成工事やトラクターなどの農業用機械の導入費に対して、境内育成支援事業補助金を申請しておりましたが、令和3年度から本補助事業の採択要件が見直されたことにより不採択となったことから、その事業費300万円を全額減額するものであります。また、経営体育成支援事業を新規就農者用リース農場整備事業に組替えし、改めて別の補助事業の地域づくり総合交付金を申請した結果、全額採択されたため、ハウス資材と設備費などの高騰による事業費の増額分1140万円を追加し、総額840万円を増額するものであります。続いて下段、6款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金であります。平取町商工会は、昭和54年に建設され、平成11年と27年にそれぞれ一部改修しておりますが、経年劣化による施設の老朽化が著しく、また、備品等の更新時期も迎えていることから、商工会の運営に支障を来す恐れがあるため、商工会入り口と事務所入り口の扉改修費用と、ストーブの更新費用をそれぞれ補助するものであります。なお、財源につきましては、新型コロナウイルスの影響により、商工まつりなどが中止となったことから、商工業活性化対策事業補助金を減額して充当するものであります。17ページをお開き願います。上段、6款2項1目観光振興費12節委託料であります。これは当初予算において、アイヌ文化の里にGPSを活用したジオフェンスを設定する空間音響ガイドシステム発信事業の財源に一般財源を充当しておりましたが、本事業がコロナ交付金事業に採択されたことから、その財源を一般財源からコロナ交付金に振り替えるものであります。続いて下段、6款2項2目公園管理費10節需用費、修繕料であります。これも当初予算において、国道沿いの仁世宇エコランド案内看板改修の財源に一般財源を

充当しておりましたが、本事業がコロナ交付金事業に採択されたことから、その財源を一般財源からコロナ交付金に振り替えるものです。18ページをお開き願います。上段、9款2項1機目学校管理費17節備品購入費、50万円の増額です。これは、有限会社福澤設備工業から使途目的を教育関係に限定した指定寄附を採納したことから、その寄附金を活用して、振内小学校の除雪機を更新するものであります。続いて下段、9款2項2目教育振興費11節役務費、手数料、62万4000円の増額です。これは令和2年度に国のGIGAスクール構想により、全小学校の児童に対しタブレットを1台ずつ支給したものでありますが、自宅への持ち帰り学習時などにおいて、有害サイトへのアクセスを制限するため、フィルタリングソフトを270台を購入し、全タブレットに設定するものであります。なお、財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。19ページをお開き願います。上段、9款3項2目教育振興費11節役務費、手数料、32万4000円の増額です。これも小学校費同様、生徒等が使用する全てのタブレットにフィルタリングを設定するものであり、財源につきましても同様でございます。続いて下段、12款2項、新たに目を設け、11目平取町公共施設等整備基金積立金、24節積立金、3056万円の増額です。これは、令和3年4月1日にJR日高線が廃止されたことに伴い、地域振興の推進を目的としてJR北海道から5億円が拠出されたことから、7町の規模に応じた傾斜分配方式に基づき、当町に3056万円が配分されたため、その配分金を全額平取町公共施設等整備基金に積み立てるものであります。歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開き願います。上段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、583万3000円の増額です。これは先ほど歳出でご説明したとおり新型コロナウイルスによる感染予防対策や、一般財源からの振替事業などに対し、その財源を事業費の10分の10が交付されるコロナ交付金を見込んだものです。続いて下段、15款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、269万1000円の増額です。これは歳出でご説明したとおりワクチン接種の記録をマイナンバー情報と連携させるためのシステム改修費に対し、その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナワクチン補助金を見込んだものです。また、検診結果の電子化した情報の受け取りに伴うシステム改修に係る財源については、事業費の2分の1が交付され、また、検診情報の閲覧や市町村間との情報連携に必要なシステム改修につきましては、事業費の3分の2が交付される感染症予防事業費等国庫補助金をそれぞれ見込んだものです。12ページをお開き願います。上段、16款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金、840万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、経営体育成支援事業補助金が不採択となったことから、当該補助金300万円を全額減額するものです。また、経営体育成支援事業から、新規就農者用リース農場整備事業

に組替えした事業費に係る財源については、事業費の2分の1が交付される地域づくり総合交付金1140万円を見込んだものでございます。続いて、下段18款1項1目寄附金1節寄附金、50万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、学校管理用の備品購入費に充当するものです。13ページをお開き願います。上段、20款1項1目繰越金1節繰越金、269万5000円の減額です。今回の補正財源は、国や道の補助金、その他特定財源などを充当するものでありますが、このたび、コロナ交付金事業が採択されたことに伴い、一般財源からコロナ交付金に財源振替したことや、介護報酬のシステム改修費などの新たな国の財源が確保されたことから、一般財源の充当が不要となったため、その財源を前年度繰越金に戻すなどの財源調整を行うものであります。続いて下段、21款4項1目雑入2節雑入、3056万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、J R北海道から町づくり支援金として拠出された配分額でございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。以上、議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第7号についてご説明も申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

休憩に入りたいと思います。質疑は午後から受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時00分)

議長

それでは、再開いたします。

午前中の一般会計補正予算第7号に対しての質疑を行いたいと思います。質疑はございませんでしょうか。3番中川議員。

3番
中川議員

3番中川です。まず最初に、16ページの農業振興費の中で、先ほど、経営体育成支援事業補助金、これが不採択ということで説明を受けましたけれど、これ多分、見直しにかかってそれに合わなかったのかなというふうに考えられますけれども、以前にもこういうこと見直しにかかって、ちょっと審査が厳しくなったというふうな状況を感じたのですけれども、今回もそういう状況でこの不採択になったのか、そこら辺ちょっと説明お願いします。

議長

産業課長。

産業課長

はい。ご質問にお答えしたいと思います。先ほど総務課長のほうからご説明させていただいています形態育成支援事業であります。令和2年の国の会計検査の中で、もともとこの事業、取組のポイント制によって上位のポイン

トにある方々が、ふるいをかけてですけど、そういった方がこの事業に取り組めるという形になっていまして、昨年の会計検査の中で指摘事項がありまして、その取組メニューの、うちの場合でいきますと、これまではこの新規就農者の事業でいきますと、トラクターや農場の整備、造成、そういったものをこの事業で上げていたのですが、その取組メニューの中に一つで、女性の農業者を含めるとポイントが高いというメニューがあるんです。それに採択されていたのですが、会計検査の指摘事項の中で、女性の農業者と言うと、必ず大体皆さん夫婦の場合であれば必ずいますので、そうするとこれまではポイントがついていたのですが、あくまでも事業のメニュー的には、女性農業者が主で営んでいる方がポイントがつくという形で、今年度からそういったものがポイントがつかなくなってしまったのです。そういったことでうちの場合、不採択になっております。具体例で言いますとそういうような内容で、ほかにもいろいろあるのですが、うちの場合、今回不採択になった大まかな理由としてはそういう内容になっています。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

わかりました。しかし、こういうふうに補助金が不採択になったというのと、この補助金が今度使えなくなるのではないかと心配されるのですけれども、今までこれにかかっていたトラクター買うとか、そういうものは今度、新規就農者リース農場整備事業の中で賄っているということなのですから、その中でやりくりできるのでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

今年度については、この地域づくり総合交付金の中で採択されていますが、来年度以降も、うちのほうでは上げていくのですが、ただ、いかんせん今回採択された理由としては、国の事業なり、他の事業に採択されないということで、事業費の高騰も含めて、地域づくり総合交付金を上げさせていただいたのですけど、どうしてもこれ道費の補助事業になるものですから、道の予算枠、各市町村からも要望等が上がってくると思うのです。過去の経過からも、基本は2分の1の助成なのですが、2分の1出なかったケースも多々ありますので、次年度以降も間違いなく確約できるかというのと、それはこれからの各町からの要望によって変わってくるのかなと思っています。ただ、うちとしては、なるべく高率の補助メニューを探して、新規就農者にそういった事業の中で整備をしていただこうというふうには考えています。

議長

3 番中川議員。

3 番 中川議員	18 ページの教育振興費の中で、手数料ということで、これ先ほどタブレットの関係の手数料だというふうに聞いておりますけれども、今回も質問するのはこの予算には関係ないのですけれども、1 点をちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど教育長、最初に説明したいじめの問題に関して、こうやって資料を見させてもらったのですけれども、ちょっと 1 点気になったのが SNS で貫気別小学校ですか、これ 1 人いるんですよね。そこで、ちょっと今回タブレットの関係で SNS の関係なのですけれども、報道の中でも SNS で、ちょっといじめのほうで報道してたりするのですけれども、そういう場合この今使っているタブレット、その SNS、悪口とかそういうことできる状況になっているのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいのですけれども。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	はい、お答えいたします。このタブレット、ちょっとまだ確認していないのですけれども、確かそれぞれアカウントというか、なんというか、通常の携帯とかとはちょっと違う形態になってますので、そういうような書き込みとかというのは出来ないようになっていると思います。
議長	ほかに質疑ありませんか。5 番金谷議員。
5 番 金谷議員	5 番金谷です。15 ページの衛生費でございますけれども、この健康管理システムの中でマイナンバーと連携して、成人病の結果システムの委託ということなのですが、これについては、過去データも全部入ってくるのか。それと、入るとしたら何年前ぐらいから入っていくのか。それと病院との連携ができるのかについてちょっと伺いたいのですが。
議長	保健福祉課長。
保健福祉 課長	お答えいたします。今、過去データに関しては、ちょっと調べてないのですけれども、8 事業の検診結果について、情報が連携されることになっております。乳がんですとか、子宮頸がんですとか、そういうような検診結果が連携されることになっております。それで、病院との連携という話でしたけれども、病院とは連携は出来ませんので、市町村間で連携がされることになりますので、転出先の市町村からそのデータが病院のほうに連携されるような、連携といたしますか、情報が提供されるような形になるのではないかなと思っています。
議長	5 番金谷議員。

5 番 金谷議員	今課長からの説明で、過去データが入るか入らないかわからないということでの答弁がございましたけども、これにつきましては、できるだけ過去データを入れていろんな管理の中で町民の健康管理をしていくという、そういうふうな形の中で、もしできるのであればやってほしいなという私の希望であります。それと、病院とは市町村の連携が出来ないということで、一番いいのは、やはり成人病等いろんな健康診断のシステムを含めながら、病院でも検診のデータが、病院の診察の中でも直ちに见れるような形の中でのシステムも、できるだけ早くやることによって、やはり病院との、その他医療収益の中での収入も見込まれるのではないかと、そして、成人病のいろんな健診も町立病院で国保病院でやる人も多くなるのではないかなというふうに私は思いますので、その辺も今後検討の上で、よろしくお願いをいたしたいと思います。
議長	保健福祉課長。
保健福祉 課長	はい。いろいろ情報を集めて連携できるようであれば、そのようにしたいとは考えております。
議長	ほかに。10番松澤議員。
10 番 松澤議員	15ページの金谷議員と同じ場所で、予防費の委託料のところなのですが、その中でワクチン接種の記録をマイナンバーへ連携し情報ということだったので、これワクチン接種の記録をマイナンバーへということの意味といいますか、そこがちょっと、どういうことでこういうふうになっていくのかということなのですが、例えばマイナンバーカードにそれを記録を移して、それを持っていくとこの人はワクチン2回受けているのでという今議論されている、例えばワクチンパスポートのようなものに最終的にはそういうふうにしていくというか、そういうことのためにやっているものなのか、そこまではまだちょっとわからなんでしょうか。どういうふうな経緯でこんなふうになっているのでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉 課長	はい、お答えいたします。マイナンバーカードとの連携はあまり関係なくて、マイナンバーのナンバーとの連携させることによって、転出先の市町村に予防接種の情報が連携されるということで、速やかに予防接種、もし3回目があるのであれば、まだ2回しか打ってないですとか、そういうような情報が連携されるということになります。個人に対してもマイナンバーカードを持っていれば、そういう情報が一覧できるとかということにもなろうかなとは思っています。

議長

ほかにございませんか。

（質疑なしの声）

なければこれで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なし）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。

したがって、日程第9、議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号、令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第5号、令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。20ページをお開きください。令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3133万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5263万8000円とするものであります。2項は、歳入歳出予算の補正における款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、25ページをお開きください。今回の補正の目的は、令和2年度分の介護給付費、地域支援事業費などの負担金等の額が確定したことに伴い、超過分を返還するため、及び介護保険システム改修費の財源が確定したことによるものでございます。1款1項1目一般管理費12節委託料ですが、介護保険制度システム改修費用の財源が確定したことによる財源振替で、一般財源71万円を減額し、同額を国道支出金へ追加いたします。6款1項2目償還金22節償還金利子及び割引料、3133万8000円を追加いたします。令和2年度に概算交付されました介護給付費、地域支援事業費などの負担金等の額が確定したことに伴い、超過分を返還するものでございます。この負担金等のサービス内容につきましては、介護給付費や特別養護老人ホームなどの施設サービスや居宅介護サービスに係る分であり、また地域資源支援事業費については、高齢者の介護予防に係る分となりまして、今回、国、道、支払基金などにそれぞれ超過分を返還するものでございます。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたします。23ページをお開きください。3款2項6目介護保険事業費補助金1節介護保険事業費補助金、71万円を追加し、下段、7款1項5目その他一般会計繰入金1節事務費繰入金、71万円を減額いたします。

25 ページ歳出で説明いたしました。介護保険制度システム改修費用は、基準額の2分の1が国の補助金に確定したため、財源を一般会計繰入金から国庫補助金へ振り替えるものであります。次ページをご覧ください。8 款 1 項 1 目 1 節繰越金、3 1 3 3 万 8 0 0 0 円を追加いたします。25 ページ、下段の概算交付されました介護給付費、地域支援事業費などの負担金等の不足分財源を、令和2年度の繰越金に求めるものでございます。以上で議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第10、議案第5号、令和3年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第6号、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第6号、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げますので、議案書26ページをお開き願います。第1条、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は次に定めるところであります。第2条、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものであります。平取町国民健康保険病院医師住宅建設事業、既定予定額3000万円に、補正予定額210万円を追加し、計3210万円とするものであります。第3条、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、既定予定額4億1379万7000円に、補正予定額1435万円を減額し、計3億9944万7000円。第2項医業外収益、既定予定額4億4235万1000円に、補正予定額2165万5000円を追加し、計4億6400万6000円とし、病院事業収益、既定予算額8億5614万8000円を合計8億6345万3000円とするものであります。支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、既定予定額8億4575万4000円に、補正予定額730万5000円を追加し、8億5305万9000円とし、病院事業費用、既定予算額8億5614万8000円を合計8億6345万3000円とするものであります。次のページをお開き願います。第4条、令和3年度平取町国民健康保険病院

特別会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款資本的収入、第2項企業債、既定予定額2280万円に、補正予定額210万円を追加し、計2490万円。資本的収入、既定予算額1億飛んで94万円を合計1億304万円とするものであります。支出ですが、第1款資本的支出、第2項建設改良費、既定予定額7421万7000円に、補正予定額210万円を追加し、7631万7000円とし、資本的支出、既定予算額1億94万円を合計1億304万円とするものであります。第5条、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものであります。補正前、限度額2280万円に、医師住宅建設事業費210万円を追加し、補正後の限度額を2490万円とするものであります。28ページは、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更と明細であります。補正予定額は記載のとおりであり、説明は次のページからの収入と支出により説明いたしますので、省略させていただきます。次に、収益的収入支出の収益的支出から説明いたしますので、29ページをお開き願います。29ページの下段になりますが、1款1項2目材料費3節医療消耗備品費、148万7000円の追加であります。これは、感染症検査機関等設備整備費補助金を活用し、新型コロナウイルスのPCR検査機器4台を購入するものであります。1款1項3目経費5節消耗備品費、513万6000円。11節使用料及び手数料、68万2000円。3目合計で581万8000円の追加であります。5節消耗備品費、11節使用料及び手数料は、感染症検査機関等設備整備費補助金を充当する事業でありまして、当院における院内感染の防止及び感染拡大防止を目的とし、消耗備品費につきましては、感染予防を目的に光触媒除菌脱臭機の購入及びPCR検査や、インフルエンザの各種感染症の抗体検査等に使用する安全キャビネットの設置手数料を予定しております。次に、収入についてご説明いたします。上段になりますが、1款1項3目その他医業収益4節その他医業収益、1435万円の減額であります。これは、当初予算において、その他医業収益に求めていた財源につきまして、補助金の収入が見込まれることから減額するものであります。次に1款2項5目補助金1節補助金、2165万5000円の追加であります。ワクチン接種体制支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種については、当初は高齢者へのワクチンの接種を7月末までに終わることができるようにするための財政支援となっておりましたが、現在は、12月4日まで期間が延長となっており、支援内容としましては、接種につきまして病院が特別な体制を組んで、1日50回以上の接種を行った場合は、1日当たり定額で10万円が交付されること。医師及び看護師等の接種に従事した1時間当たりの単価が交付されるものであります。感染症検査機関等設備整備費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症検査機関等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備

を図るための補助金で、補助率は10分の10となっており、本ページの下段で説明いたしましたPCR検査機器等を導入するものであります。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止医療提供体制確保支援補助金235万円につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費について対象となるものであり、厚生労働省のほうに申請しております。次に30ページになりますが、資本的収入支出の資本的支出から説明いたしますので、30ページ、下段になりますが、1款2項2目建設工事費1節工事請負費、210万円の追加となります。

これにつきましては、8月31日開催の産業厚生常任委員会においても説明をしておりますが、木材の価格が昨年度より1.8倍以上高騰していること、及び労務単価や建築資材等の単価の値上がりから当初予算に対して210万円不足することから、本補正予算に計上したものであります。次に、収入についてご説明いたします。1款2項1目企業債1節企業債、210万円の追加であります。只今支出で説明いたしました平取町国民健康保険病院医師住宅建設事業において、資材価格等の高騰により当初予算に不足が生じることから、その財源を企業債に求めるものであります。以上、平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第11、議案第6号、令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第12、認定第1号、令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、日程第13、認定第2号、令和2年度平取町各会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。監査委員からの意見書並びに決算資料はお手元に配布したとおりであります。

お諮りいたします。令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び令和2年度平取町各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び認定第2号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。特別委員会委員の選任につきましては、議会運営基準111先例1により、監

査委員を除く全議員としております。このことから、監査委員を除く１０名の議員を決算審査特別委員会委員に指名します。以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は議長が指名したとおり決定いたしました。また、この決算審査を行うため本議会は地方自治法第９８条第１項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、平取町議会は地方自治法第９８条第１項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議いたしました。

休憩いたします。直ちに議員委員控室におきまして、決算審査特別委員会の開催を求めます。再開は１時４０分といたします。

（休 憩 午後１時３０分）

（再 開 午後１時４０分）

議長

再開いたします。休憩中に開催されました特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について報告いたします。決算審査特別委員会委員長には３番中川委員。副委員長には２番木村委員に、以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしくお願いいたします。

日程第１４、報告第１号令和２年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第１号、令和２年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げますので、議案書の４５ページをお開き願います。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率に関して議会に報告するものであります。４６ページをお開き願います。上段の健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、共に黒字のため算定されておりませんので、今回、実質公債費比率と将来負担比率の２つの財政指標についてご報告させていただきます。なお、表の括弧内の数値は、備考に記載のとおり早期健全化基準値でありまして、健全化判断比率のいずれかが基準値を超えた場合は、当該判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならないものであります。それでは、実質公債費比率からご説明いたします。実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金の返済額を当該団体の標準財政規模に対する比率であらわしたもので、地方債などの借入返済額の大きさを指標化したものでありまして、平成３０年度から令和２年度までの３か年平均値となっております。この比率が１８％以上になる地方

公共団体は、地方債を発行する時に、国の許可が必要となり、25%以上になると一般単独事業などの許可が制限される早期健全化団体となり、さらに35%以上になりますと一般公共事業等の許可も制限される財政再生団体に指定されることとなりますが、令和2年度における平取町の実質公債費比率は、3か年平均で4.8%となるものであります。続いて、将来負担比率であります。これは、公営企業や一部事務組合などを含めた地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の大きさを当該団体の標準財政規模に対する比率であらわしたもので、地方公共団体の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化したものであります。この比率が350%以上になる地方公共団体は早期健全化団体に指定されることになり、令和元年度の全道平均は43.5%であります。令和2年度における平取町の将来負担比率は39.1%となるものであります。続いて、下段の資金不足比率であります。これは、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較したもので、経営状態の悪化の度合いを指標化したものであります。この比率が10%以上になった場合は、企業債の発行が協議制から許可制に移行され、20%以上になったときは、経営健全化計画の策定が義務づけられるものであります。今回、平取町が報告する公営企業会計は、国民健康保険病院特別会計と簡易水道特別会計の2会計であります。両会計とも令和2年度における資金不足比率は算定されておりませんので報告させていただきます。最後に、平取町の財政状況については、人件費や公債費などが増加しており、総務省は、令和4年度予算における地方交付税の要求額を、出口ベースで前年度比0.4%増の1兆7兆5000億円を要求し、令和3年度の地方財政計画の水準を確保するよう概算要求しているところであります。新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷が続く中、その財源に不足が生じることも懸念されることから、今後極めて厳しい地方財政の運営が求められるものと考えております。また、基金繰入金については、令和2年度決算においては減少しておりますが、年々増加傾向にあることから、さらに財政の硬直化が進むことも想定されます。今後につきましては、地方債の適正規模の発行による公債費の縮減や経常的な経費の抑制を図ると共に、安定的な収入の確保に努め、また、基金の効率的な運用と計画的な活用を図ることにより、財政の健全化と持続可能な財政運営に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上、報告第1号、令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。
8番鈴木議員。

8番

8番鈴木です。下段のほうの資金不足比率の関係。2つの特別会計出ており

鈴木議員	ます。特に病院会計については、確かに説明にもありましたとおり、起債の借入れの関係があるということで、これまで数年に資金不足比率、赤字が出ない形で補填するという形を続けて参っておりますけれども、こういう形をずっと続けるというお考えなのか。それともそういう借金といいますか、それをしないような状況になったときには、今のやり方を変えるという考え方のもとに考えられておられるのか。結局、やはり最終的に赤字ではないよという形で出てきますと、やはり我々もそうかもしれません、それから現場もそうかもしれません、やはりこうちょっと気が緩むといいますか、本当に切実なんだなという現状が見えてこないような状況というのは生じないのかという思いがどうしてもするものですから、これをいつまで続けるおつもりなのかということについて、伺っておきたいと思います。
議長	総務課長。
総務課長	病院特別会計等への繰出金でございましては、これから策定される病院改革プランだとか、そういうものに基づいて適正な繰出金を今後出していききたいと。従来のようなその赤字補填的な繰出金とは違う形での繰り出しにしていきたいというふうに考えております。
議長	町長。
町長	今のご質問ですけれども、確かに起債するための会計上の帳尻合わせというような側面が強かったわけですが、公立病院の会計は、他の自治体さんも、ほぼ全て一般会計等と連動しておりまして、その辺の繰出金という形で、普通交付税特別交付税にも算入されているというなこともありますので、ある程度の繰り出しは、どうしても不採算病院というようなところが多いものですから、そういう形をとらざるを得ないということですが、本当に病院会計自体厳しいんだというようなことを知らせていくという意味でも、それが全てではありませんけれども、経営の実態として今こうなっているということを知らせるというのは非常に大事なところもあるのかということもありますし、それからそういう形で一般会計と連動してますので、キャッシュフローといいますか、やりくりとしてはそんなに困らないと言となんですけれども、運営自体はやっていけるというところもありますので、これから来年度に向けて予算編成時期に、病院事務長ともいろいろ相談しながら、今年はいろいろ頑張るといいますか、いろいろ工夫しながら、何とか少しでも繰出金を減らそうという努力も本当に効果として見えてきている部分もありますので、ぜひその辺もこういろいろ考えながら、今後どう見せていくかというようなことも、新年度予算に向けて検討させてもらえればというふうに思ってます。

議長

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なしの声）

なければ、これで質疑を終了いたします。以上で日程第１４、報告第１号、令和２年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。

日程第１５、報告第２号、陳情審査の結果報告について。

日程第１６、報告第３号、陳情審査の結果報告について。

日程第１７、報告第４号、陳情審査の結果報告について。

以上３件を一括して議題といたします。各常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。日程第１５、報告第２号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって日程第１５、報告第２号については報告どおり採択と決定いたしました。

日程第１６、報告第３号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第１６、報告第３号については、報告どおり採択と決定しました。

日程第１７、報告第４号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって日程第１７、報告第４号については報告どおり採択と決定しました。

日程第１８、意見書案第２号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。１番櫻井議員。

１番
櫻井議員

１番櫻井です。それでは、皆さんそれぞれのお手元にある意見書をもって説明をさせていただきます。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案。新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼし、地方財政は、来年度においても、

巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、社会保障への対応に迫られており、地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。記、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出議員は、私櫻井、賛成議員は金谷議員、松澤議員であります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣であります。以上です。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第18、意見書案第2号については、原案のとおり可決しました。

日程第19、意見書案第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番

1番櫻井です。これもお手元にある意見書案をもって説明をさせていただきます

ます。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。北海道は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、自然災害が激甚化、頻発化する傾向にある。今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。記、1、国土強靱化に資する社会資本の整備管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算財源を確保すること。3、防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラムに基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦力戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによる冗長性の確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。7、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。8、冬季における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。9、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。10、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。11、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建

設部の人員体制の充実・強化を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出議員は私桜井、賛成議員は高山議員、中川議員であります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣であります。以上です。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第19、意見書案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

すみません、これからちょっと休憩いたします。

(休憩 午後2時07分)

(再開 午後2時08分)

議長

それでは再開いたします。お諮りいたしたいと思います。意見書案第4号、地方財政の充実強化に関する意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第4号について、提出議員からの説明を求めます。

9番高山議員。

9番
高山議員

9番高山です。意見書案第4号、地方財政の充実・強化に関する意見書案の提出について、上記議案を会議規則第13条の規定により、次のとおり提出するものでございます。提案趣旨につきましては、お手元に配付のとおりでございますので朗読を省略させていただきます。なお、要望事項は次のとおりでございます。1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。2、新型コロナ対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症業務を含めた、より全体的な体制機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化までを踏まえた確実な財政措置を講じること。3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政

経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。4、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。5、会計年度任用職員制度について、法の趣旨に基づいて、当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確になるよう配慮すること。6、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。7、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において、固定資産税の軽減措置が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。9、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。提出議員は、私高山。賛成議員は、櫻井議員、萱野議員。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務、総務、厚生労働、内閣府特命大臣に提出するものでございます。以上です。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって追加日程第1、意見書案第4号については、原案のとおり可決しました。

意見書案第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって意見書案第5号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第5号について、提出議員からの説明を求めます。

	9 番高山委員。
9 番 高山議員	9 番高山です。意見書案第 5 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案の提出について、上記議案を会議規則第 13 条の規定により、次のとおり提出するものでございます。提案趣旨につきましては、お手元に配付のとおりでございますので朗読を省略いたします。なお、意見書の要請事項につきましては、1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を 2 分の 1 に復元されるよう要請します。2、給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担の解消や図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。3、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請をいたします。以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき提出するものでございます。提出議員は、私高山、賛成議員は萱野議員、四戸議員でございます。なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務、総務、文部、内閣特命担当大臣でございます。以上です。
議長	説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （反対討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。したがって追加日程第 2、意見書案第 5 号については、原案のとおり可決いたしました。 お諮りいたします。意見書案第 6 号、2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第 3 として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第 6 号を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに決定しました。 追加日程第 3、意見書案第 6 号について、提出議員からの説明を求めます。 3 番中川議員。
3 番 中川議員	意見書案第 6 号の提出について説明をいたします。2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案。北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア

解消のためのセーフティーネットの一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に年収200万円以下の、所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも48.9万人と、給与所得者の29.6%に達しています。また、道内の全労働者216万人のうち、23.5万人を超える方が最低賃金に張りついている状態にあります。労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することが出来ません。経済財政運営と改革の基本方針2020において、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すことが堅持されました。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1000円に向けた目標設定合意を7年連続で表記しました。最低賃金がわからなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルスの感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和3年度の北海道最低賃金改正賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。記、1、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らない水準に改善すること。3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など、各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。以上、自治法第99条の規定に基づき提出いたします。提出議員は、私中川でございます。賛成議員は木村議員、金谷議員でございます。提出先は北海道労働局長、北海道最低賃金審議会等でございます。以上、説明が終わりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって追加日程第3、意見書案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号を日程に追加し、追加日程第 4 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 4、承認第 1 号、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において、所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。

議案 6 件で原案可決 5 件、同意 1 件。認定 2 件で特別委員会付託 2 件。報告 4 件で採択 3 件、報告 1 件。意見書案 5 件で原案可決 5 件。承認 1 件で決定 1 件。

お諮りいたします。本定例会の会議されました事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第 6 条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。令和 3 年第 10 回平取町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

（閉 会 午後 2 時 24 分）